# 保険契約者代理特約 中途付加のしおり・約款



くも く じ >



# 保険契約者代理特約中途付加のしおり

保険契約者代理特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

個人情報保護に関する基本方針 ……4ページ



# 約 款

保険契約者代理特約 .....

・・・・・・・・・・7ページ

▶ 特約中途付加についての大切な事項を記載しております。
必ずご一読いただき、保険証券とあわせて保管してください。



2021/3月

(合 個H-21-11 2021.1.27)

# ▋保険契約者代理特約

ご契約者がご契約に関するお手続きができない場合、ご契約者に代わってあらかじめ 指定した契約者代理人が、当社所定のお手続きを行うことができます。ご契約者が被 保険者として認知症保険金等のお支払いを受けた以後は、ご契約者は、契約者代理人 の同意を得てお手続きいただくため、安心してお手続きができます。

# ●契約者代理人による代理手続きができる場合

- ·ご契約者が、傷害または疾病等によりご契約に関するお手続きをする**意思表示ができないとき**
- ・その他上記に準じる状態であると当社が認めるとき

# ●契約者代理人による代理手続きの対象となるもの

住所変更、保険金額等の減額、解約等のご契約者が行うご契約に関するお手続き (※1) ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。

- ・告知を要する契約内容の変更等(保険金等のお支払いのある特約の中途付加、復活等)
- ・保険金等の受取人の変更
- ・保険料払込中でないご契約におけるご契約者の変更
- ・契約者代理人の変更
- ・据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた保険金等の請求

# ●契約者代理人によるご契約者のお手続きへの「同意」

保険契約者代理特約が付加されているご契約のご契約者が、他にご加入のご契約も含めて、被保険者として「認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等」の支払いを受けたときは、ご契約者は、それ以後の保険契約者代理特約が付加されているご契約についてご契約者が行う手続きに際して契約者代理人の「同意」を得ることが必要です。(※2)

給付名称	該当する商品名称	備考
認知症保険金、軽度認知障害給付金	認知症保障特約等	_
就労不能・介護年金、就労不能・介護保険金、 就労不能・介護保障充実給付金	生活障害収入保障特約 生活障害終身保険特約 等	お支払理由(保険料 払込免除理由)のう ち、「器質性認知症」 の状態に該当した 場合に限ります。
介護保険金/介護年金、 早期ケア給付金	低解約返戻金型無配当介護保障終身保険 新介護収入保障特約 等	
保険料払込免除	保険料払込免除特約(15) 等	

<sup>(※1)</sup> ご契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

<sup>(※2)</sup> 保険金等のお支払い手続きに際しては、契約者代理人の同意は不要です。また、同意を得られない事情がある場合には、同意を省略するお取扱いを認めることがあります。

# 契約者代理人について

□ その他上記と同等の事情があるとして当社が認める方

# 契約者代理人は1名とし、代理手続きを行う時点において、次のいずれかに該当する必要があります。 ご契約者の戸籍上の配偶者、直系血族 ご契約者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいない場合は甥姪) ご契約者と同居し、またはご契約者と生計を一にしているご契約者の3親等内の親族 ご契約者と同居し、またはご契約者と生計を一にしているご契約者の3親等内の親族以外の方で、かつ当社が認める方 ご契約者の療養看護に努め、またはご契約者の財産管理を行っている方であり、かつ当社が認める方



- ●契約者代理人からの請求に基づいて、お支払金のあるお手続きをした場合、そのお手続き後にご契約者や他の代理人等から同一の保険金などの請求を受けても、重複してお支払いしません。
- ●契約者代理人からの請求に基づいて、お手続きした場合、当社から改めてご契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、お手続きの内容について契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容(保険金額・保険料など)が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- ●お手続きした後に、ご契約者から契約内容についてご照会があったときは、ご契約者に お手続きの内容を回答させていただくことがあります。
- ・契約者代理人は、「ご家族登録サービスで登録いただいたご家族」の中から1名を指定いただけます。この特約を中途付加するにあたっては、ご家族登録サービスへのお申込みが必須です。
- ・将来、ご契約者の意向に沿ったお手続きを契約者代理人が円滑にできるように、ご契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や ご契約者が自分でお手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。
- ・ご契約者は、当社が承諾した場合に契約者代理人を変更することができます。また、契約者代理人が不要となった場合はこの特約を解約できます。
- ・以下の場合には、この特約は消滅します。
- ・ご契約者が死亡されたとき、変更されたとき、破産したとき
- ・契約者代理人が死亡されたとき、破産したとき、契約者代理人の後見が開始したとき
- なお、上記に該当した場合には、すみやかにスミセイコールセンターにご連絡ください。
- ・お手続きの内容を、ご契約者が知る可能性がある具体的な事例は次のようなものです。
- ・ご契約者が当社に契約内容の照会をされた場合
- ・銀行口座の通帳等で保険料の払込額が減少したことを知る場合
- ・なお、お手続きされた後で、ご契約者からの照会を受けたときは、当社は直接回答せず契約者代理人に連絡をとらせていただくことがありますのでご了承ください。

# ■個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題 であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第 一に考え、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といい ます。)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律」(以下「番号法」といいます。)、その他の法令・ガイドラインや 一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、 個人情報を適正に取り扱ってまいります。

# 個人情報の利用目的

- 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外 の目的には利用いたしません。
  - ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
  - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供 (※) 、ご契約の維持管理
  - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー(個人番号)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- ・保険取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金等の支払調書作成事務
- ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等
- 利用目的が法令により限定されている場合について 個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能 力の調査に利用目的が限定されています。また、保健医療等の「機微(センシティブ)情報」につ いては、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用

# 個人情報の収集方法

2

目的が限定されています。

● 当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・ 職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただ きます。

#### 個人データの提供 3

- 当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三 者に提供いたしません。
  - a. あらかじめ本人の同意を得た場合
  - b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合
  - c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合
    - ・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確 実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内 容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情 報を特定の者と共同して利用しております。当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険 募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資する よう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度 及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関す る所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
    - ・当社子会社との共同利用について 当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社

との間で、個人データを共同利用します。

- d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。
- e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合 お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

# 4 個人データの安全管理措置

- 当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正 な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を 整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。
- 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

# 5 個人情報のお取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

● 当社は、個人情報のお取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。 下記のくお問合せ先>までお申し出ください。

# 6 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

● 個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関する ご請求については、下記のくお問合せ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請 求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

# くお問合せ先>

スミセイコールセンター

00,0120-506081

<受付時間> 月~金曜日…午前9時~午後6時 土曜日……午前9時~午後5時 (日・祝日・12/31~1/3を除く)

# 7 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

● 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、 対象事業者の個人情報のお取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

# <認定個人情報保護団体のお問合せ先>

- 一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所
- ●ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/
- ●本方針は個人情報保護法、その他関係法令、およびガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。
- (※)「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま種類ごとの利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

(https://www.sumitomolife.co.jp)

# 約

# 款

■約款は、ご契約者と保険会社との契約内容を 記載したものです。

くく読み方について>>

本文中、「①」・・・「第1項」

「1」・・・「第1号」

# 保険契約者代理特約 目次

第1条 特約の締結

第2条 保険契約者代理人による手続き

第3条 保険契約者代理人による同意

第4条 特約の消滅

第5条 保険契約者代理人の変更

第6条 告知義務違反による解除等の通知

第7条 特約の解約

第8条 主約款の準用

第9条 主契約が5年ごと利差配当付こども保険等の

場合の特則

第10条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の

場合の特則

# 保険契約者代理特約

#### 第1条(特約の締結)

この特約は、保険契約者の申出により、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。

# 第2条(保険契約者代理人による手続き)

- ① 次のいずれかの事情があるために、保険契約者が手続きを行うことができないときは、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人<sup>[1]</sup>が、保険契約者の代理人として以後の手続きを行うことができます。
  - 1. 傷害または疾病により、手続きの意思表示ができないこと
  - 2. 保険契約者が受け取ることとなる保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の請求手続きにおいて、傷病名の告知を受けていないこと
  - 3. その他第1号および前号に準じた会社が認める状態であること
- ② 保険契約者代理人が行うことのできる手続き(以下「代理対象手続き」といいます。)は、次に定めるところによります。
  - 1. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。) および特約に定める保険契約者が行うことのできる手続きとします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことのできる手続きを含みます。
  - 2. 前号にかかわらず、次に定める手続きを除きます。
    - イ. 保険金等の受取人の変更手続き
    - 口、保険料払込中ではない保険契約[2]における保険契約者の変更手続き
    - ハ. 告知を要する手続き
    - 二. 保険契約者代理人の変更手続き
    - ホ. すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた保険金等の請求手続き
  - へ. 保険契約者、被保険者および保険金等の受取人が同一人である場合における被保険者が行うことのできる保険金等の請求手続き
- ③ 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、保険契約者代理人は手続時において次のいずれかに該当することを要します。
  - 1. 次の範囲内の者
    - イ. 保険契約者の戸籍上の配偶者
    - 口. 保険契約者の直系血族
    - ハ. 保険契約者の兄弟姉妹[3]
    - ニ. 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
  - 2. 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために代理対象手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者に限ります。
    - イ. 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている前号ニに掲げる以外の者
    - 口. 保険契約者の療養看護に努め、または保険契約者の財産管理を行っている者
    - ハ. その他前イおよびロに掲げる者と同等の特別な事情がある者

#### 第2条補則

- [1]保険契約者代理人は1人とします。以下同じ。
- [2]保険料の払込みが免除されている保険契約を含みます。
- [3]兄弟姉妹がいないときは甥姪とします。

- ④ 保険契約者代理人が代理対象手続きを行うときは、会社所定の請求書およびその手続きに必要な書類<sup>[4]</sup>を会社に提出してください。
- ⑤ 代理対象手続きを行うことにより、金銭が保険契約者代理人に支払われた場合には、その支払い後に支払いの理由 を同一とする金銭の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることができません。 1. 故意に保険金等の支払理由<sup>[5]</sup>を生じさせた者
  - 2. 故意に保険契約者を第1項第1号または第3号に定める状態[6]に該当させた者
- ⑦ 第4項の代理対象手続きに際して、前項の事由に該当する可能性がある場合は、主約款に定める保険金等の支払いの時期・場所等に関する規定における保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合の取扱いに準じて取り扱います。
- ⑧ 前項または主約款に定める事項の確認に際し、保険契約者代理人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[7]</sup>は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。
- ⑨ 保険契約者が第1項各号に定める状態に該当した後、保険契約者からの手続き等により、保険契約者が第1項各号に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度第1項各号に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく手続きを行うことはできません。

## 第3条(保険契約者代理人による同意)

この特約が付加されている保険契約の保険契約者がこの保険契約または他の保険契約<sup>[1]</sup>の被保険者<sup>[2]</sup>と同一人である場合で、被保険者<sup>[2]</sup>として次のいずれかの支払いを受けたときは、保険契約者は、以後の保険契約者が行う手続き<sup>[3]</sup>に際して保険契約者代理人の同意を得ることを要します。ただし、同意を得られない特別な事情があると会社が認めたときを除きます。

- 1. 認知症または軽度認知障害に該当することを支払理由[4]とする保険金等の支払い[5]
- 2. 器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当することを支払理由  $^{[4]}$ とする 保険金等の支払い  $^{[5]}$

#### 第4条(特約の消滅)

- ① 次の場合には、この特約は消滅します。
  - 1. 保険契約者が死亡したとき
  - 2. 保険契約者が変更されたとき
  - 3. 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき[1]
- ② 前項第3号に該当した場合には、すみやかに、会社に通知してください。

## 第5条 (保険契約者代理人の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。

# 第6条(告知義務違反による解除等の通知)

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できない

#### 第2条補則

- [4]請求権者であることを証する書類、保険金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。
- [5]保険料の払込免除の理由を含みます。
- [6]第3号については、第1号に準じた状態に限ります。
- [7]会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。

#### 第3条補則

- [1]他の保険契約については、この特約が付加されているか否かを問いません。
- [2]5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険においては、第1被保険者または第2被保険者とします。
- [3]保険金等の支払いおよび保険料の払込免除の請求手続きを除きます。
- [4]主約款または特約に定めるところによります。
- [5]同様の理由による保険料の払込免除を含みます。

#### 第4条補則

[1]第1号に該当する場合を除きます。

ときは、主約款または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

#### 第7条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

#### 第8条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

# 第9条(主契約が5年ごと利差配当付こども保険等の場合の特則)

- ① この特約が5年ごと利差配当付こども保険に付加されているときは、次に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者および指定承継人が同一人である場合を除きます。
  - 1. 第2条(保険契約者代理人による手続き)第1項にかかわらず、保険契約者代理人は指定承継人と同一人とします。
  - 2. 第5条(保険契約者代理人の変更)は適用しません。
- ② この特約が5年ごと利差配当付教育保険または新教育保険に付加されているときは、次に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者および指定養育資金受取人が同一人である場合ならびに指定養育資金受取人が指定されていない場合を除きます。
  - 1. 第2条(保険契約者代理人による手続き)第1項にかかわらず、保険契約者代理人は指定養育資金受取人と同一人とします。
  - 2. 第5条(保険契約者代理人の変更) は適用しません。

# 第10条 (保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則)

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条(特約の締結)の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

# 第1条(特約の締結)

この特約は、保険契約者の申出により、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める契約(以下「基本取扱契約」といいます。)に付加して締結します。

- 2. 第2条(保険契約者代理人による手続き)の適用に際しては、次に定めるところによります。
  - イ. 第2項の適用に際しては、「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)」を「主約款」と読み替えます。
- ロ. 第7項の適用に際しては、「保険金等の支払いの免責事由」を「保険金の支払いの免責事由」と読み替えます。
- 3. 第6条(告知義務違反による解除等の通知)の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

## 第6条(告知義務違反による解除等の通知)

基本取扱契約にこの特約が付加されている場合において、基本取扱契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、基本取扱契約に付加されている特約に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。